

第9章 地域の宝物の保存・活用の推進体制



満願寺での見学会の様子

9.1 取組主体と推進体制

(1) 取組主体

文化課（主幹部署）を中心に、庁内の関連部局や関係機関、地域、所有者、専門家と連携しながら、文化財の保存・活用を推進していきます。以下に各主体の体制と主な連携内容を示します。

①行政

（令和7年4月現在）

組織		取組・連携内容
安曇野市		
教育委員会		
文化課 （主幹部署、職員83名）	文化財保護係 （正規2、再任用職員1、会計年度任用職員4名）	文化財の指定・調査、文化的景観地基礎調査、古民家重点調査、文化財データベース整理、修復等の補助事業、防災・防犯対策、埋蔵文化財の保護・調査、文化財の公開・周知推進、文化財保存活用支援団体の指定等
	博物館担当 （正規3、再任用職員1、会計年度任用職員15名）	新市立博物館整備及び既存博物館施設の再編、博物館の運営・企画、学校ミュージアム等の推進、市誌編さん事業の推進、暮らしにまつわる安曇野の宝物企画展の実施
	文化振興担当	学校ミュージアム等の推進、美術館の運営・企画、芸術作品等の創作活動の推進、ちくりに生きものみらい基金活用による自然体験学習の推進
	図書館係	図書館の運営
学校教育課	「安曇野の時間」の取り組み推進、子どもたち&親子で受け継がれていく仕組みのモデル活動構築、次世代の担い手となる人材育成・連携の推進	
生涯学習課	各種講座の実施、資源探訪・探究型の地域活動の支援、地域人材の発掘、地域学習支援組織の継承者育成支援	
子ども家庭支援課	育成会等の市内見学の移動手段支援、地域学習支援組織の継承者育成支援	
関連部局		
政策部	政策経営課	小説『安曇野』大河ドラマ化推進、書籍出版やグッズ製作による普及推進、明科地域過疎対策事業推進
	行革デジタル推進課	文化財保護制度の運用・検討体制に関する研究
市民生活部	地域づくり課	各種フェア・イベント機会での発信、市民活動・ボランティアなどによる活動への支援
	環境課	各種フェア・イベント機会での発信、希少動植物の保護・調査
	移住定住推進課	古民家重点調査、移住希望者向けの安曇野体験・案内機会の充実
農林部	農政課	世界農業遺産登録に向けた調査・検討、特産体験プログラム推進のための連携
	耕地林務課	環境管理の人材育成活動の推進、地域学習支援組織の継承者育成支援
商工観光スポーツ部	観光課	価値と魅力の市内外への効果的な再発信、本陣等々力家活用、案内人育成、特産体験プログラム推進のための連携、宝物めぐりおすすめコースの設定と快適性向上
都市建設部	都市計画課	緑の基本計画推進、継承相談窓口の維持・継続
	建築住宅課	景観計画推進、景観づくり住民協定活動の推進
関連施設		
博物館・美術館 ・記念館等	豊科郷土博物館	安曇野に息づく自然や歴史、民俗文化についての資料の展示・収集・保管等
	文書館	歴史的若しくは文化的価値を有する地域資料を収集、保存等
	貞享義民記念館	貞享騒動に関わる資料の収集・保管展示等
	臼井吉見文学館	小説『安曇野』の生原稿や小説に関する資料の展示・収集・保管等
	穂高郷土資料館	縄文時代の土器から戦後の生活用品等の展示等
	文化財資料センター	埋蔵文化財の保存・整理等
	安曇野市美術館	安曇野ゆかりの作家の美術品の展示・保管・収集
	安曇野高橋節郎記念美術館	漆芸家高橋節郎の作品の展示・保管・生家の保存等
	田淵行男記念館	昆虫生態研究者・自然写真家田淵行男作品の展示・収集・保管等
	飯沼飛行士記念館	飯沼正明飛行士の新聞や写真、遺品などの展示・収集・保管等
	穂高陶芸会館	江戸時代より使用されていた民芸陶器を展示等
	熊井啓記念館	映画監督熊井啓の業績を展示
	天蚕センター	天蚕に関する資料の展示・活用

公民館	中央公民館・穂高公民館	生涯学習活動の場
	豊科公民館	
	三郷公民館	
	堀金公民館	
	明科公民館	
図書館	中央図書館	図書の貸出、収集
	豊科図書館	
	三郷図書館	
	堀金図書館	
	明科図書館	
その他施設	穂高鐘の鳴る丘集会所	アーティスト・イン・レジデンスの拠点、青少年健全育成にかかる集団活動の場
	明科子どもと大人の交流学習施設「ひまわり」	展示会や発表会、講演会、各種講座の場
	穂高交流学習センター「みらい」	
	豊科交流学習センター「きぼう」	
	三郷交流学習センター「ゆりのき」	
関連機関		
国関連機関	北陸地方整備局 千曲川河川事務所	犀川の管理
	信越自然環境事務所	中部山岳国立公園の運営
	関東地方整備局 長野国道事務所	国営アルプスあづみの公園の運営
長野県関連機関	長野県県民文化部 文化振興課	文化財の保存・活用に関する指導・助言 文化財パトロール、文化財防災、レスキュー
	長野県警察	防災・防犯の連携
	松本地域振興局	地域振興等の連携
	安曇野建設事務所	国県道や河川の管理
	松本広域連合	広域観光等の連携
	長野県水産試験場	養魚、信州サーモンに関する学習等での連携
	松本広域消防局	防災の連携
近隣自治体	松本市、大町市、池田町、 松川村、筑北村、生坂村	お船祭りや旧国鉄篠ノ井線、山岳観光などの連携

②地域（市民）

区	83区	自治会活動や地域行事
各種関係団体	安曇野市商工会	商工業の振興、地域づくり
	安曇野市観光協会	市内の観光案内、旅行者の誘致
	安曇野文化財団	美術館等の企画・運営
	安曇野アートライン 推進協議会	美術館の連携による旅行者の誘致
	安曇野市里山再生支援機構	里山再生計画に関する活動を支援
民間施設	各種美術館等	美術館等の企画・運営
民間団体	NPO、保存会等	文化財保存活用支援団体としての指定 地域の宝物の保存・活用のための措置実践への協力・支援等
市民ほか	本市在住・在勤者、企業等	当市に在住、在勤するすべての人々、企業等からの協力や参加
	地域の宝物・歴史文化に関心のある方	当市内外を問わず興味・関心をもつ人々の協力や参加

③所有者

神社、寺院	地域の宝物の保存・管理・活用
団体（文化財保存会等）	
個人	

④ 専門家

条例・要綱・規則に基づく委員会・組織	(仮称)文化財保存活用地域計画協議会	本計画の進捗管理（令和8年4月設置予定）
	文化財保護審議会（5名）	市内文化財の保存及び活用に関する審議 指定文化財の指定、認定又は解除に関する審議
	文化財調査委員会（10名）	文化財の把握と保全に向けた調査の実施
	博物館協議会	博物館の運営について協議
	市誌編さん委員会	市誌編さんの基本方針、編集方針、事業推進に関する協議
	市誌編さん専門調査会	市誌編さんに関する調査・執筆等
	美術資料等選定委員会	収集する美術作品及び美術に関する資料の選定及び評価に関する審議
	文書館運営審議会	文書館において収集する公文書等の選定及び廃棄に関する審議
大学等		各種調査、連携事業の推進等

(2) 推進体制

本計画に記載された措置は、文化財保護部局である教育委員会文化課が中心となり、関連部局や各種主体と連携協力のもとで実施、推進していきます。

また、文化財保護法第183条の9に基づく（仮称）安曇野市文化財保存活用地域計画協議会を設置し、本計画の進捗状況を管理するとともに、各種団体との調整、支援等を行います。

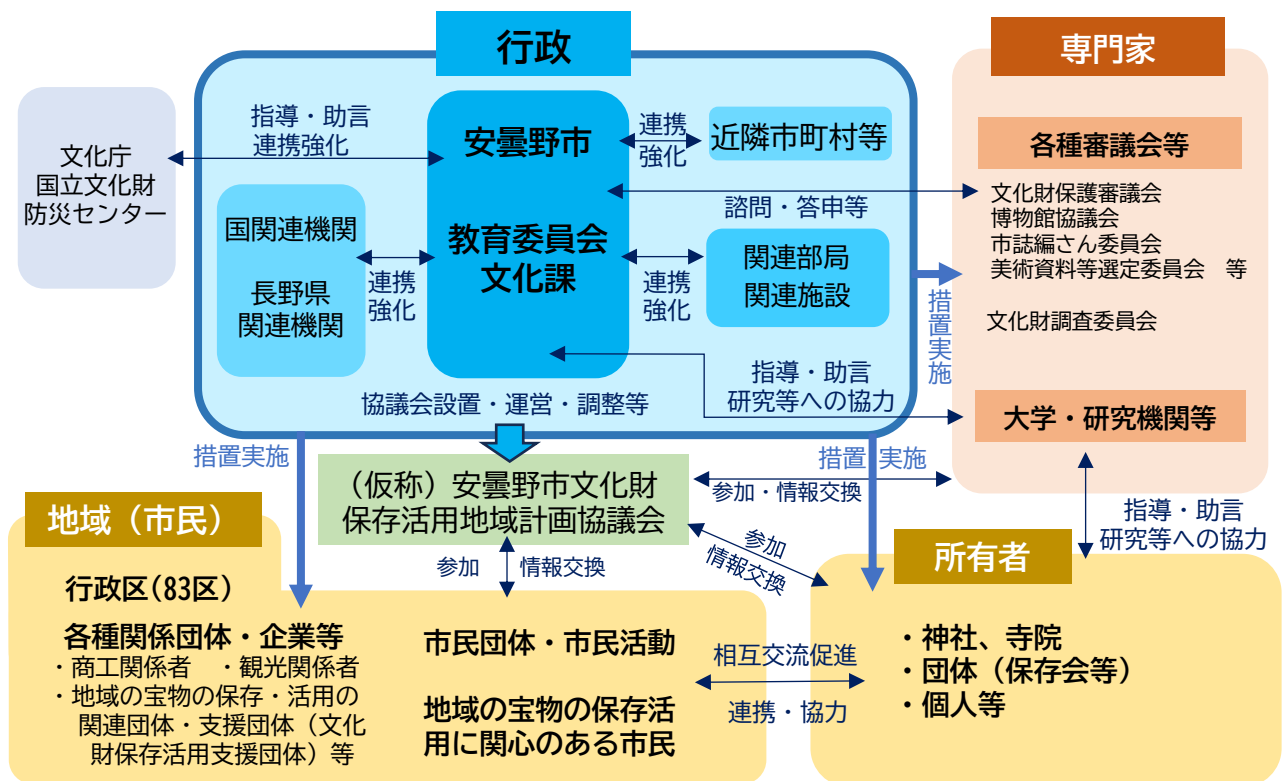


図9.1 計画の推進体制図

9.2 防犯・防災体制

(1) 文化財の防犯・防災対策に関する基本的な考え方

当市では災害対策基本法第42条に基づき、災害時の被害の予防、発災・被災時の応急対応、復旧に関する行動計画である「安曇野市地域防災計画」を定め、次のような対策の実施を位置付けています。

<予防の実施>

○次の事項を実施し、防災思想の普及、防災・防犯力を高める。

- ・所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言
- ・防災施設の設置促進とそれに対する助成
- ・区域内の文化財の所在の把握

<応急対応の実施>

○文化財の見学者等の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

○国や県の文化財の所在地で災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置、その他必要事項について、国・県に報告し、関係機関と連携して応急措置をとる。

上記とともに『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』や『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』、『長野県文化財防災マニュアル』等も参考にしながら必要な対策を講じます。

以上を踏まえ、当市では平常時には文化財のき損や破壊を予防でき、災害発生時には迅速に応急対応を実施できる体制を整えます。

(2) 平常時

各取組主体と連携を図り、事前の対策や日常的な見守りを推進します。地域の宝物の存在や価値の重要性を知る近隣住民や地区内の関係者を増やし、状況に応じた連絡が可能となるよう、情報連絡網の構築を進めます。とくに過疎化が顕著な地域の宝物の保存・管理や防犯に向け、重点的な対策を講じます。（本書119ページ参照）

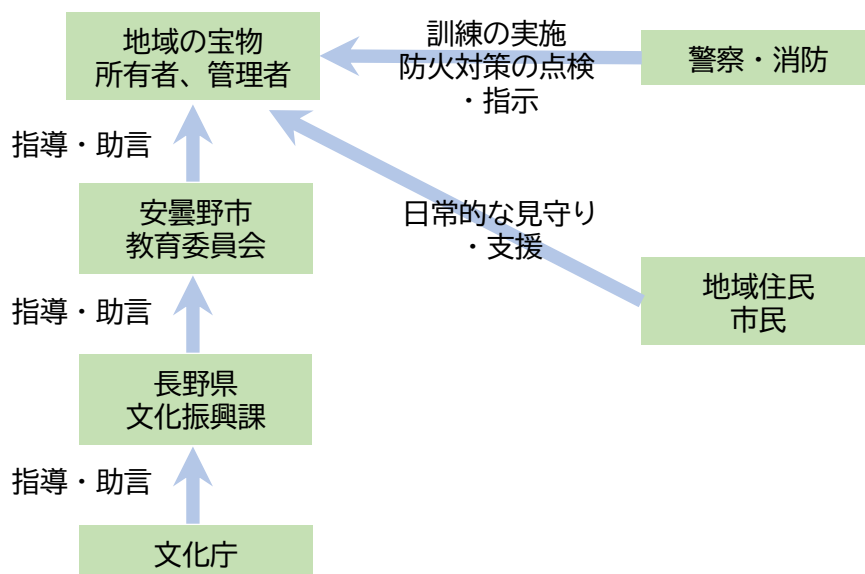


図9.2 平常時の防犯・防災体制図

(2) 災害発生時

災害発生時には、『安曇野市地域防災計画』『長野県文化財防災マニュアル』等に基づき、関係各主体が必要な応急対応措置（安全確保、二次災害の防止措置）をとるとともに、災害の内容な状況に応じて、おおむね1週間をめぐりに被害状況を把握します（体制は右図参照）。

その後、各主体との連携のもと、救援事業や修復事業を実施します。特に、被害が大きい場合等の際には長野県を經由し文化財防災センターに支援を要請します。

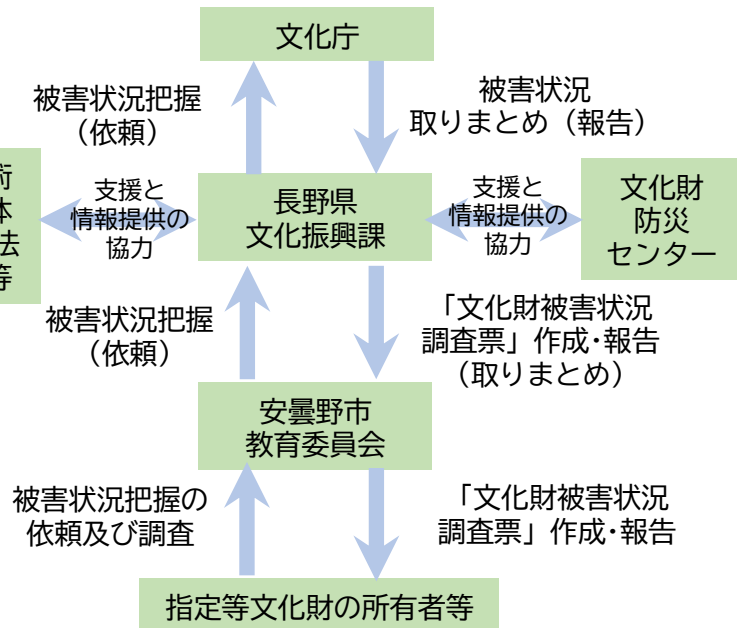


図9.3 災害発生時の被害状況把握の流れ

なお、時系列での各主体の対応については、下表をひとつの目安として、今後市内で発生が予想される各種災害の種類に応じた対応を具体化します。

表9.1 大規模地震が発生した場合の対応

段階	項目	指定等文化財の所有者・地域住民等	安曇野市
災害発生時	①安全確保と避難 ②人命救助 ③二次災害の防止	①周辺の安全を確保,安全な場所へ避難。 ②所有者自身等の安全確保ができた段階で、周辺の被災者の救助。 ③文化財である建造物や保管・公開施設である建物内では、安全が確認されるまで立ち入らない。安全を確保した上で、施設内の漏電、ガス漏れ等の確認し、電源の切断、ガスの元栓を締める。	・関係職員の安全確保及び地域住民の人命救助。 ・安曇野市災害対策計画に則した行動の実践。 ・安曇野市災害対策本部の設置。
災害発生後(1週間)	①安全確保と文化財の被害状況の把握 ②文化財の二次災害の防止	①所有者自身等の安全を確保した上で、所有または管理する文化財の被害状況を確認。 ②安全を確保した上で、文化財の二次被害を防ぐため、できる範囲の安全措置をとる。	・人命救助及び避難住民への対応の実施。
災害発生後(2週間)	①被害状況の報告 ②文化財等の救援事業の申請	①文化財の被害状況を「被害状況調査票」にまとめ、市教育委員会に報告。 ②被災状況に応じて、必要な場合は県や市教育委員会を通して、文化財等の救援事業を申請。	・被災住民の避難等への対応が落ち着いた時点で、本来業務へ復帰。県等と連携し、文化財の被災状況把握。 ・文化財の所有者等の報告を基に「被害状況調査票」を取りまとめ。「被害状況調査票」により、県に国及び県指定文化財の被害状況を報告。
災害発生後(1か月)	損壊文化財等の部材保全	損壊した文化財(建造物・美術工芸品)等の部材が他の瓦礫と共に廃棄されないよう留意し、その部材確保に努める。	・県からの通知を受け、損壊した文化財(建造物・美術工芸品)等の部材が他の瓦礫とともに廃棄されないよう、文化財等の部材確保について周知を実施。
復興段階	①被災文化財の修復計画の策定 ②修復事業の実施	①災害を受けた指定文化財について、文化庁や県、市、文化財修復関係の専門者等の指導を受け、その修復計画を策定。 ②被災文化財の修復作業を実施。	・被災した指定文化財の修復について、文化庁や県、文化財修復関係の専門者等と連携のもと、その修復計画策定に向け所有者等に指導を実施。 ・県と連携しながら、復興事業に係る埋蔵文化財発掘調査を実施。

(長野県文化財防災マニュアルを参考にして作成)